

2024 年 10 月 18 日

協力会社の皆様へ

株式会社 竹中土木

## 協力会社に対する支払条件の一部変更について

拝啓 協力会社の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より弊社作業所運営に関し、多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は「建設業法令遵守ガイドライン」(国土交通省)及び「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」(一般社団法人日本建設業連合会)を受け、協力会社への手形払いのサイト短縮などを実施して、協力会社との相互信頼に基づく対等なパートナーシップの形成に努めてまいりました。今般、さらなる協力会社とのパートナーシップの構築と皆様に対するより良い支払条件を検討した結果、支払手段として利用している「約束手形」「電子記録債権払い」「期日現金振込」(以下、「手形等」という。)を廃止し、現金振込のみとすることとしました。

つきましては、皆様との取引におきまして、手形等での支払いを廃止させていただきますので、ご通知いたします。

敬具

### 記

#### 1. 変更時期

2024年10月分請求より適用(11月1日以降の支払いから)

※既に発行している手形等の満期日に変更はございません。

#### 2. 取引基本契約書、注文書、請書の取扱い

既に締結している取引基本契約書、注文書、請書において、工事費の支払手段に手形と現金が併記されておりますが、今回の支払条件の変更に際して、各文書の再締結は行いません。

#### 3. 「電子記録債権払い」の貴社でのご対応

2024年11月以降に、貴社に対して弊社から電子記録債権でお支払いすることはなくなります。今回の支払条件の変更に際して、貴社にてご対応頂くことはございません。

以上

この件に関するお問い合わせは下記にお願いいたします。  
株式会社竹中土木 管理本部財務部 TEL : 03-6810-6212